

訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 K&H
代表者	内田 幸一
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市中央区坪井6-37-11 (電話) 096-343-5600 (FAX) 096-343-5601

2 事業所の概要

(1) 事業所・営業所名称及び事業所番号

事業所名	みんなの訪問看護ステーション坪井
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市中央区坪井6-37-11 (電話) 096-343-5600 (FAX) 096-343-5601
事業所番号	4360192340
管理者の氏名	木下 英子

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	1、みんなの訪問看護ステーション坪井（以下、本事業所という。）の看護師その他の職員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。 2、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3、本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

*上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
月曜日から土曜日	8 : 30 ~ 17 : 30

営業しない日	日曜日、祝日、8 / 14・15、12 / 30 ~ 1 / 3
--------	----------------------------------

(5) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	名
看護師・保健師	3名	名
理学療法士	1名	名
作業療法士	2名	名

(6) その他

採用時研修 採用後1カ月以内

継続研修 年5回

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問しリハビリを行います。

- ・病状・障害の観察、健康管理
- ・療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ターミナルケア
- ・リハビリテーション
- ・認知症や精神疾患の方のケア
- ・ご家族等への介護支援・相談
- ・床ずれ予防・処置
- ・医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・保健・福祉サービスなどの活用支援

4 費用

(1) 介護保険給付対象、医療保険対象サービス

介護保険適用の場合は、介護保険訪問看護費の利用者負担額となります。医療保険適用の場合は、訪問看護療養費の利用者負担額となります。利用者負担額については別紙料金表を参照し同意の書面を頂きます。

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。一回の訪問につき500円とさせていただきます。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(4) 自費の費用

エンゼルケア（死後の処置）を実施した場合は、20,000円
保険以外のサービスを受ける場合は、30分5,000円

(5) 利用料等のお支払

毎月、15日までに前月分の請求を致します。

*引き落とし確認後、領収書を発送

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	みんなの訪問看護ステーション坪井 管理者 木下 英子 電話 096-343-5600 株式会社 K&H 電話 096-343-5600
市区町村の窓口 熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課	電話 096-328-2793
公共団体の窓口 熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	所在地 熊本市東区健軍丁2丁目4-10 電話 096-214-1101 受付時間 午前9時から午後5時まで (月曜日～金曜日)

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医・救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医

病院名 _____

所在地 _____

医師名 _____

電話番号 _____

緊急連絡先

氏名 _____（続柄 _____）

住所 _____

電話番号 _____ 携帯 _____

7 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

8 秘密の保持

利用者の個人情報については、医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

9 個人情報の保護

事業所は予め文書で同意を得ていない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

1 0 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権の擁護・高齢者虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や地域の虐待防止等の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 2 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時、利用者及びその家族から求めがあった時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行い、その記録等は完結の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 乙 住 所 熊本県熊本市中央区坪井6-37-11
事業者(法人) 株式会社 K&H
事業所名 みんなの訪問看護ステーション坪井
管理者 木下 英子 ⑩

説明者 氏名 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 甲 住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人 住所 _____
(選任した場合)

氏名 _____ ⑩